

人権コラム(第30回) 性別欄から考えよう

人権コラム第30回目を担当する人権・地域教育課です。

LGBTという言葉を見聞きする機会が近年増えてきたと思います。今回は事例紹介の前に言葉の確認をします。

L レズビアン……女性の同性愛者

G ゲイ……男性の同性愛者

B バイセクシャル……両性愛者

T トランスジェンダー……心の性と体の性に違和感がある方

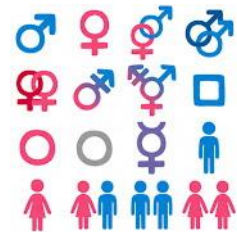
のアルファベットの頭文字をとった表記です。『レズビアン』を『レズ』と短縮して表現することは差別的な表現とされているので『レズビアン』と表現することをお勧めします。また、『トランスジェンダー』は『性同一性障がい』のことだと認識されている方もおられると思いますが、2019年にWHOが『性同一性障害』を精神障害の分類から除外したので、こちらも『トランスジェンダー』と表現することをお勧めします。



さてLGBTと同じような意味で使われる言葉に『性的マイノリティ』があります。この2つの言葉は同じなのでしょうか。

事例を紹介します。パスポートには性別欄があり、男か女かを記載するようになっています。多くの公的な書類はそのようになっていると思います。戸籍の場合は『長女』や『次男』との記載あり、こちらも性別が分かるようになっています。この戸籍の欄を『長女』から『第1子』と記載変更を求める裁判の申し立てが出される予定です。原告の方は『ノンバイナリー』の方です。『ノンバイナリー』とは自身の性自認・性表現に『男性』『女性』といった枠組みをあてはめようとしないセクシャリティのことです。つまりご本人が『男性』にも『女性』にも当てはまらないとおっしゃるので、『体の性』だけで性別を決められてしまうことには違和感があるのは当然だと考えます。『ノンバイナリー』という言葉はLGBTのように見聞きすることが増えてきた言葉ではないかと思いますが、著名な方では歌手の宇多田ひかるさんが『ノンバイナリー』であることを公表しておられます。

つまり『ノンバイナリー』は『性的マイノリティ』を示す言葉ですが、LGBTに含まれていません。LGBTという言葉は一般化されていますが実はLGBTQQIAAPP02S……とたくさん続いています。性の多様性について学びを深める時にこれらをすべて学ばないといけないのかというそれは現実的ではないと考えます。人権・地域教育課では、性は多様であるという考えを大切に、研修会の演題やテーマには『性の多様性』という表現を多く使っています。



す。

性別を『体の性』だけで考えてしまう場面があると思いますが、『心の性』『社会的性』『性的指向』の4つの要素がありグラデーションのように広がっているとの考え方が広がってきています。近年アンケート用紙などから不必要の場合は性別欄が無くなっているものもあります。文具メーカーのコクヨは履歴書から性別欄をなくしました。しかし、男女共同参画の観点から参加者や代表者の男女比を検討する必要がある場面もあります。そんなアンケートには『男性』『女性』以外に『答えたくない』『どちらでもない』『決めていない』などの選択肢があることが増えてきており、2択ではなくなっていることから性は多様であるとの考え方が広がってきていると感じています。今後、アンケートに協力されるときには、性別欄にも少し注目してみてください。

